

川崎市公告第659号

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の変更の届出がなされたので、同法第6条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和6年3月6日

川崎市長 福田 紀彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

川崎ルフロン

川崎市川崎区日進町1番11、12、16、19

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

三菱UFJ信託銀行株式会社

代表取締役 長島 巖

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

No.	氏名又は名称	代表者	住所
1	株式会社ライフコーポレーション	代表取締役 岩崎 高治	東京都中央区日本橋本町三丁目6番2号
2	株式会社アルカスインターナショナル	代表取締役 内山 誠一	兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目8番1
3	株式会社ニトリ	代表取締役 武田 政則	北海道札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号

他計30者

(変更後)

No.	氏名又は名称	代表者	住所
1	株式会社ライフコーポレーション	代表取締役 岩崎 高治	大阪府大阪市淀川区西宮原二丁目2番22号
2	株式会社アルカスインターナショナル	代表取締役 阪本 敏之	兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目8番1
3	株式会社ニトリ	代表取締役 似鳥 昭雄	北海道札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号

他計30者

- 4 変更の年月日
令和6年2月1日 他
- 5 変更する理由
大規模小売店舗において小売業を行う者の変更によるもの
- 6 届出の年月日
令和6年3月5日
- 7 届出及び添付書類の縦覧場所
経済労働局観光・地域活力推進部商業・サービス業振興担当
(本庁舎9階)
- 8 届出及び添付書類の縦覧期間及び時間帯
令和6年3月6日から令和6年7月6日の午前8時30分から午後5時まで。ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。
- 9 法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、当該公告の日から4月以内に、川崎市に対し意見書の提出によりこれを述べるすることができます。
- 10 意見書の提出期限及び提出先
令和6年7月6日
経済労働局観光・地域活力推進部商業・サービス業振興担当